

ピクテ資源国 ソブリン・ファンド (毎月分配型)

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書(交付目論見書)

平成 24 年 9 月 15 日



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 投資信託証券 (債券)	年 12 回(毎月)	グローバル (日本を含まない)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

※本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する詳細情報は、以下に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネット・ホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- 本目論見書により行う「ピクテ資源国ソブリン・ファンド(毎月分配型)」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 24 年 9 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 24 年 9 月 15 日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成 18 年法律第 108 号)に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第 380 号

設立年月日: 昭和 61 年 12 月 1 日

資本金: 2 億円*

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1 兆 1,480 億円*

※平成 24 年 7 月末日現在

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

委託会社の照会先

電話番号 0120-56-1805
(受付時間: 委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ

<http://www.pictet.co.jp>

携帯サイト
(基準価額)



ファンドの目的

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、より優れた分配金原資の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

ファンドの特色

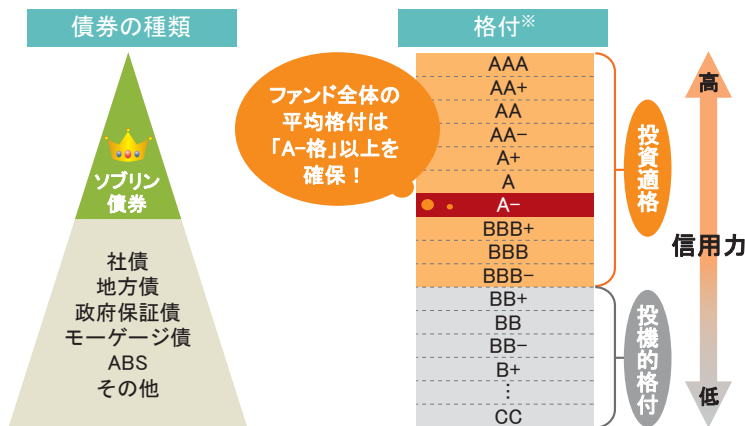
1 主に資源国のソブリン債券等に分散投資します

- 「資源国」とは、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義します。
- 「ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。「準ソブリン債券」とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が株式等資本の過半数を直接・間接的に保有し、実質的に支配している企業が発行する債券とします。



ポートフォリオの平均格付は、原則として「A-格*」以上に保ちます。

※スタンダード&プアーズによる信用格付（または同等の信用度を有すると考えられる信用格付）



※資源国は委託会社が独自に分類。シティグループ世界国債指数、JPモルガンGBI-EMブロード指数構成国の中から抽出。

(注)実際の投資にあたっては、上記の国すべてに投資するわけではなく、またこれら以外の国に投資することもあります。

(注)平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

出所：財務省貿易統計、世界国勢図会、スタンダード&プアーズのデータを使用し委託会社作成

2 原則として米ドル、ユーロ、円には投資しません

- 原則として円・米ドル・ユーロを除く現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てのソブリン債券等に投資する場合があります。なお、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月 15 日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等の全額とします。
 - 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

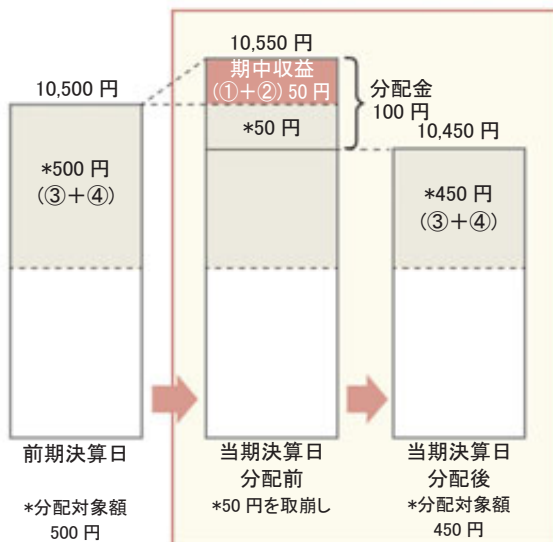
投資信託で分配金が支払われるイメージ



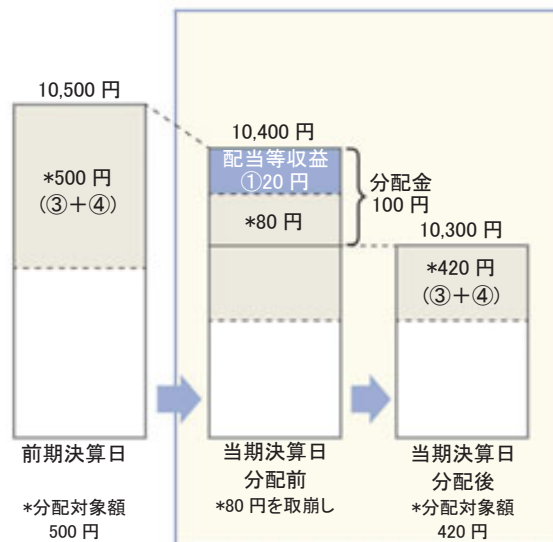
- 分配金は、計算期間中に発生した収益 (経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



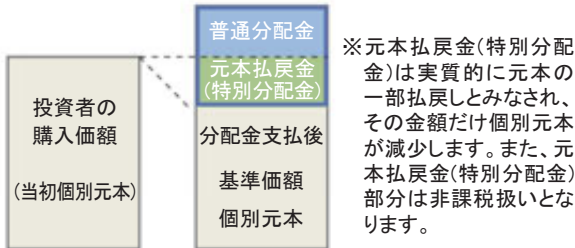
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

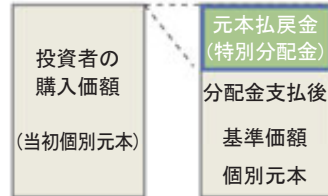
ファンドの目的・特色

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



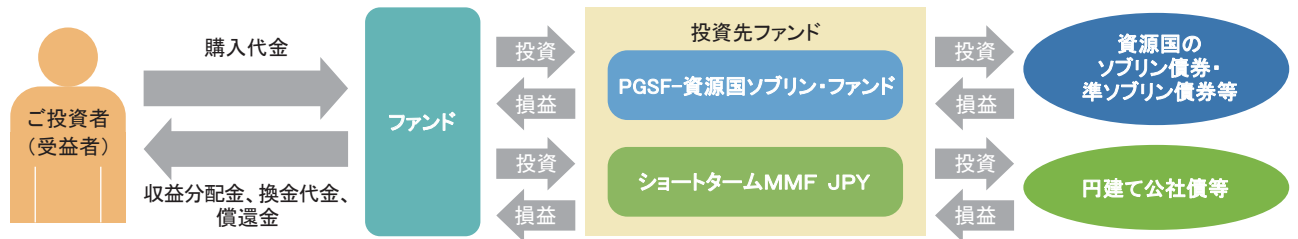
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「PGSF-資源国ソブリン・ファンド」および「ショートタームMMF JPY」の各投資信託に投資を行います。各ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資先ファンドの概要

I ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－資源国ソブリン・ファンド	
形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に資源国の現地通貨建て（原則として現地通貨建てとしますが、補助的に円・米ドル・ユーロ建てとする場合があります。）のソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、長期的なトータル・リターンの獲得と安定的な収益分配を行うことを目的として運用を行います。 ● 通貨や国別に分散投資を行います。 ● 「資源国」とは、投資時点で、エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済、日本の経済あるいは世界の経済に影響を与えると考えられる国と定義し、以下の国（限定はされません。）が含まれます。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、ロシア、南アフリカ、タイ、イギリス、ベトナムなど

※本書において上記ファンドを「PGSF-資源国ソブリン・ファンド」という場合があります。

II ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットJPY	
形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ● 主に短期金融商品および公的または民間の発行体が発行する債券に投資します。 ● 投資する証券の発行体の信用格付は、P1/A1（短期信用格付）および A3/A-（長期信用格付）以上を基本とします。

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMF JPY」という場合があります。

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

公社債投資リスク

（金利変動リスク、
信用リスク）



- ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- 金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- 信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

為替変動リスク



- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

カントリーリスク



- ファンドが実質的な投資対象とする資源国には新興国が含まれています。その新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

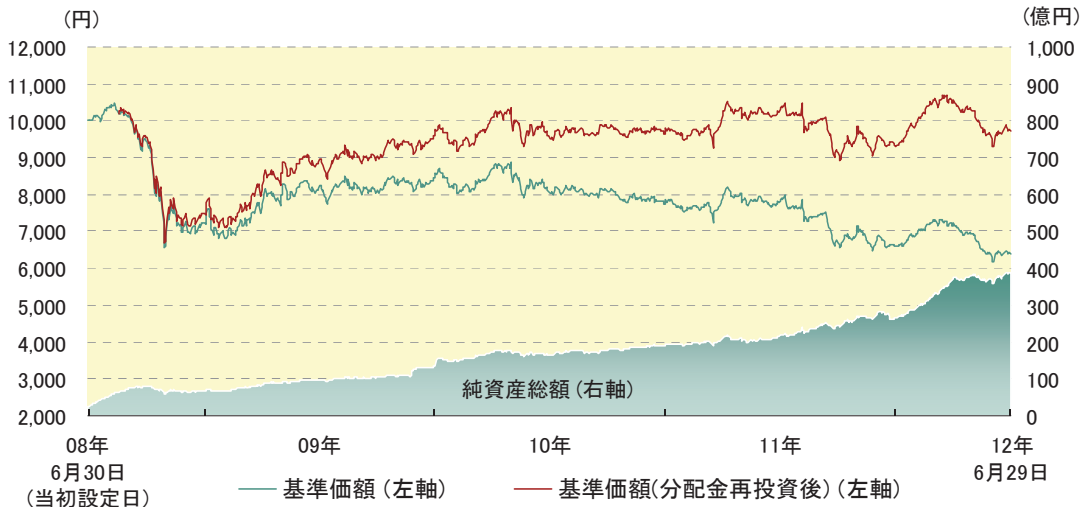
リスクの管理体制

- 委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。

法務コンプライアンス部	コンプライアンス委員会	投資政策管理委員会
日次で運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。	月次で法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況を分析し、管理します。	月次で運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。

※リスクの管理体制は、平成24年7月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～第42期(計)	2,795 円
第43期 12年2月	85 円
第44期 12年3月	85 円
第45期 12年4月	85 円
第46期 12年5月	85 円
第47期 12年6月	85 円
直近1年間 累計	1,020 円
設定来 累計	3,220 円

主要な資産の状況

●通貨別構成比・組入上位10銘柄は、ファンドの主要投資対象であるPGSF-資源国ソブリン・ファンドの状況です。

資産別構成比

	資産名	構成比
1	PGSF-資源国ソブリン・ファンド	98.4%
2	ショートターム MMF JPY	0.8%
3	コール・ローン等、その他	0.8%

組入上位10銘柄

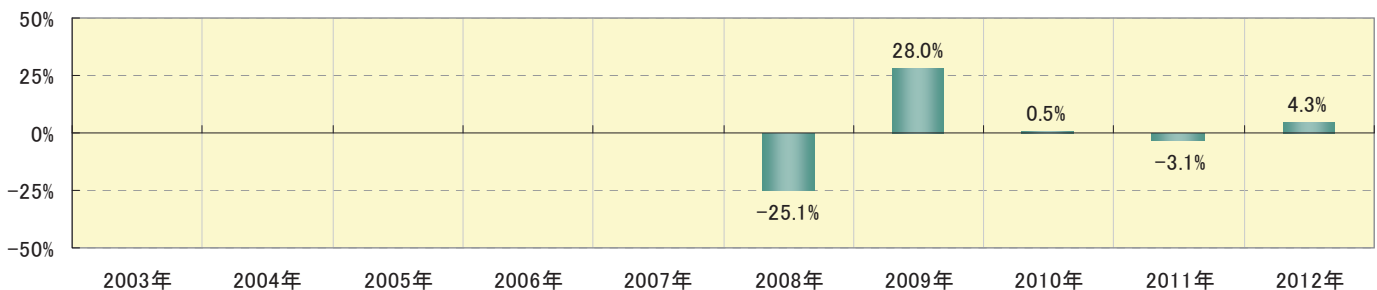
	銘柄名	利率	償還日	構成比
1	ブラジル国債	10.000%	2017.01.01	4.3%
2	ブラジル国債	10.000%	2014.01.01	4.0%
3	南アフリカ国債	10.500%	2026.12.21	3.4%
4	メキシコ国債	10.000%	2036.11.20	3.3%
5	チリ国債	6.000%	2020.01.01	3.3%
6	南アフリカ国債	8.250%	2017.09.15	3.3%
7	ノルウェー国債	5.000%	2015.05.15	3.3%
8	ブラジル国債	10.000%	2021.01.01	3.1%
9	メキシコ国債	7.250%	2016.12.15	3.0%
10	インドネシア国債	10.500%	2030.08.15	2.9%

通貨別構成比*

	通貨名	構成比
1	メキシコ ペソ	15.5%
2	豪ドル	15.4%
3	インドネシア ルピア	14.5%
4	ブラジル レアル	14.5%
5	南アフリカ ランド	10.2%
6	ノルウェー クロネ	10.0%
7	ロシア ルーブル	10.0%
8	チリ ペソ	9.9%

*投資通貨の合計を100%として計算しています。

年間収益率の推移



税引前分配金を再投資したものと計算しています。2008年は当初設定時(2008年6月30日)以降、2012年は6月29日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。	購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。)	信託期間	平成20年6月30日(当初設定日)から無期限とします。
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。	繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。	決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。	収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱となる場合があります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。	信託金の 限度額	3,000億円とします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)	公告	日本経済新聞に掲載します。
購入の申込期間	平成24年9月15日から平成25年3月15日までとします。 (上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)	運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
購入・換金の 申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。 また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時 手数料	3.15% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 ※上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。
信託財産 留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額が控除されます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理 費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.1025% (税抜1.05%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。 [運用管理費用(信託報酬)の配分]						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.3675% (税抜0.35%)</td> <td>年率0.6825% (税抜0.65%)</td> <td>年率0.0525% (税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.3675% (税抜0.35%)	年率0.6825% (税抜0.65%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.3675% (税抜0.35%)	年率0.6825% (税抜0.65%)	年率0.0525% (税抜0.05%)					

投資対象 とする 投資信託 証券	PGSF-資源国ソブリン・ファンド ショートタームMMF JPY	純資産総額の 年率0.6% 純資産総額の 年率0.3%(上限)
実質的な 負担	※上記の報酬率は、今後変更となる場合があります。 最大年率 1.7025% (税抜1.65%)程度 ※この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。	
その他の 費用・ 手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.0525% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。	

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※上記は、平成24年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。なお、平成25年1月1日以降は復興特別所得税が附加されるため、上記の源泉徴収時の税率は平成25年1月1日から同年12月末日までの場合は10.147%となる予定です。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。